

三木町告示第100号

三木町庶務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月7日

三木町長 伊 藤 良 春

三木町規則第12号

三木町庶務規則の一部を改正する規則

三木町庶務規則（昭和47年三木町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項中「2名」の次に「以内」を加え、同条に次の1項を加える。

2 町長が必要と認めた場合は、当直者を職員以外の者に委託することができる。

第54条第2項第5号の次に次の1号を加える。

（6） 当直の割当てを行う年度の3月31日までに50歳に到達している者

第61条第1項中「その勤務が終了したときは、」の次に「日誌又は」を加え、「電子申請システムを用いて」を「電子申請システムにより」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。